

令和 7 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社オーバル	代表者氏名	代表取締役 佐野 康司
主たる営業所の所在地	静岡県浜松市中央区湖東町6726-1		
許可番号	静岡県知事許可 (特-3)第37881号	許可を受けている建設業の種類	特一 土、建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、 舗、しゆ、板、ガ、塗、防、内、絶、具、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和7年7月22日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容	建設業法第28条第1項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和7年8月6日(水)までに文書により報告すること。		
処分の原因となった事実	建設業法違反(監理技術者等の専任義務違反)		
その他参考となる事項	株式会社オーバルは、愛知県西尾市内の民間発注工事ほか5件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の監理(主任)技術者でなければならない者を他の現場の監理(主任)技術者として兼務させていた。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。		